

高山市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

・延滞金の割合の特例の改正

地方税法の改正に伴い「特例基準割合」の用語を「延滞金特例基準割合」に改正する。

納期限後に納付する場合に加算する延滞金の割合

区 分		現 行	改 正 案
本 則	1 か月以内	7. 3%	7. 3%
	1 か月経過後	14. 6%	14. 6%
附 則 に よ る 特 例	1 か月以内	特例基準割合 + 1% (※告示割合 + 1% + 1%)	延滞金特例基準割合 + 1% (※平均貸付割合 + 1% + 1%)
	1 か月経過後	特例基準割合 + 7. 3% (※告示割合 + 1% + 7. 3%)	延滞金特例基準割合 + 7. 3% (※平均貸付割合 + 1% + 7. 3%)

※告 示 割 合 : 各年の前々年の10月から前年9月までの銀行の新規の短期貸出約定平均金利の月平均として財務大臣が告示した割合 (令和2年: 0.6%)

※平均貸付割合: 各年の前々年の9月から前年8月までの銀行の新規の短期貸出約定平均金利の月平均として財務大臣が告示した割合 (令和3年: R2.11.30までに告示)

・延滞金の割合の下限の設定

平均貸付割合がマイナスとなった場合に延滞金の割合が年0.1%を下回らないよう、延滞金特例基準割合 + 1% (又は + 7.3%) の割合に年0.1%の下限を設ける。

2. 適用

令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金から適用